

# 「学生納付特例制度」とは？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、**ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度**です。

## POINT1

### ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります（一部対象外となる学校等があります。詳しくはお近くの社会保険事務所へお問い合わせ下さい。）

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

## POINT2

### 障害・遺族基礎年金を受けることができます。

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に陥って障害基礎年金が、遺族（「子のある妻」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

# 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「**学生納付特例**」と「未納」はこのように違います。

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ 入ります	○ <b>入ります</b>	× 入りません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	○ <b>入ります</b>	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× <b>されません</b>	× されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

ご不明な点がございましたら、お気軽にお近くの社会保険事務所又は市区町村の国民年金担当窓口までお問い合わせ下さい。